

倉吉市イメージキャラクター「くらすけくん」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市イメージキャラクター「くらすけくん」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「くらすけくん」とは、市が定めたイメージキャラクターの基本デザイン(別図1)及び市長が別に定めるマニュアル(以下「マニュアル」という。)に掲げる基本デザインを元に作成するデザイン(以下「展開デザイン」という。)並びにロゴマーク(別図2)をいう。

(使用基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、くらすけくんの使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とすることその他独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) その他市長が使用について適当でないと認める場合

(使用届等)

第4条 くらすけくんを使用しようとするもの(以下「使用希望者」という。)は、次に掲げる場合を除き、あらかじめくらすけくん使用届(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 市が業務のために使用する場合
 - (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用希望者が営利を目的としてくらすけくんを使用しようとするときは、あらかじめくらすけくん使用(変更)承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。承認を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用又は使用の変更を承認するときは、くらすけくん使用(変更)承認通知書(様式第3号)により、使用又は使用の変更を承認しないときは、くらすけくん使用(変更)不承認通知書(様式第4号)により使用希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認をするときは、その日から起算して2年を経過する日以後の最初の2月末日までの日を限度として行うものとする。

3 市長は、前項に規定するもののほか必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 くらすけくんの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による届出を行ったもの及び第5条第1項の規定により承認を受けたもの(以

下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出を行った内容又は承認を受けた内容にのみ使用すること。
- (2) 市長が付した使用条件に従うこと。
- (3) くらすけくん(基本デザイン又は展開デザインに限る。)には、ロゴマーク(ロゴマークを付記することが困難な場合は、「(C)倉吉市」)を付記すること。
- (4) 商標登録、意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (5) 使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) デザインの改変等をしないこと(市長が認める場合を除く。)
- (7) くらすけくんのイメージを損なう使用をしないこと。
- (8) マニュアルに基づき、正しく使用すること。

(使用の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の中止若しくは停止又は承認の取消し(以下「使用の取消し」という。)を行うことができる。

- (1) この要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 届出又は申請に虚偽、不正等があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、使用の取消しを行ったときは、くらすけくん使用取消通知書(様式第5号)によりその使用者に通知するものとする。

3 使用の取消しを受けた者は、前項の規定による通知があった日以後、当該取消しに係る物件を使用してはならない。

4 市長は、使用の取消しをしたときは、その使用者に対し、当該取消しに係る物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 くらすけくんの使用(使用の取消しを受けた場合を含む。)により使用者又は第三者に損害、損失等が生じても、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 その他くらすけくんの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月16日から施行する。

別図1 (第2条関係)



別図2 (第2条関係)



様式第1号（第4条関係）

くらすけくん使用届

令和 年 月 日

（宛先）

倉吉市長

届出者 住 所

商号又は名称

氏 名

次のとおり「くらすけくん」を使用したいので届け出ます。

記

- 1 使用図案（使用するデザインの番号）
- 2 使用する物件
- 3 使用目的及び使用方法
- 4 連絡先（担当者、電話番号、E-Mail）
- 5 添付書類 ※企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

くらすけくん使用（変更）承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）

倉吉市長

申請者 住 所
商号又は名称
氏 名

「くらすけくん」の使用（使用の変更）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 使用図案	（使用するデザインの番号を記入してください。）
2 使用する物件	
3 使用目的及び使用方法	
4 使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
5 連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：
6 変更理由	承認番号第 号 （変更の場合に記入してください。）
7 変更内容	（変更の場合に記入してください。）
8 添付書類	企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第3号（第5条関係）

くらすけくん使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申請のあったくらすけくんの使用（使用の変更）については、次のとおり承認します。

記

- 1 使用図案
- 2 使用する物件
- 3 使用目的及び使用方法
- 4 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 承認番号 第 号
- 6 使用条件

様式第4号(第5条関係)

くらすけくん使用(変更)不承認通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申請のあったくらすけくんの使用(使用の変更)については、次の理由により承認できません。

記

1 理由

様式第5号（第8条関係）

くらすけくん使用取消通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

承認番号第 号で承認した
年 月 日付け で届出のあった くらすけくんの使用については、次の理由
により使用を取り消します。

なお、この通知があった日以後、当該取消しに係る物件を使用することはできません。

記

1 理由